

令和 7 年度沖縄市交通拠点まちづくり基本計画

策定業務

概要仕様書

令和 7 年 5 月

沖縄市 建設部 都市整備室 都市交通担当

1. 業務名称

令和7年度沖縄市交通拠点まちづくり基本計画策定業務

2. 業務目的

本市では、国や県、関係団体等と連携しながら、地域住民及び関係権利者等の合意形成や機運醸成を図るとともに、交通拠点及び周辺エリアの機能配置の検討、連携施策の検討を行い、令和6年6月に「沖縄市交通拠点整備基本構想」を策定した。

本業務では、地域住民及び関係権利者等の合意形成や機運醸成を継続しながら基本構想で位置付けた施策の具体化を図り、交通拠点まちづくり基本計画としてとりまとめることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

4. 対象範囲

対象は図1と図2を基本とし、検討状況により必要な範囲とする。

図1 交通結節点想定箇所

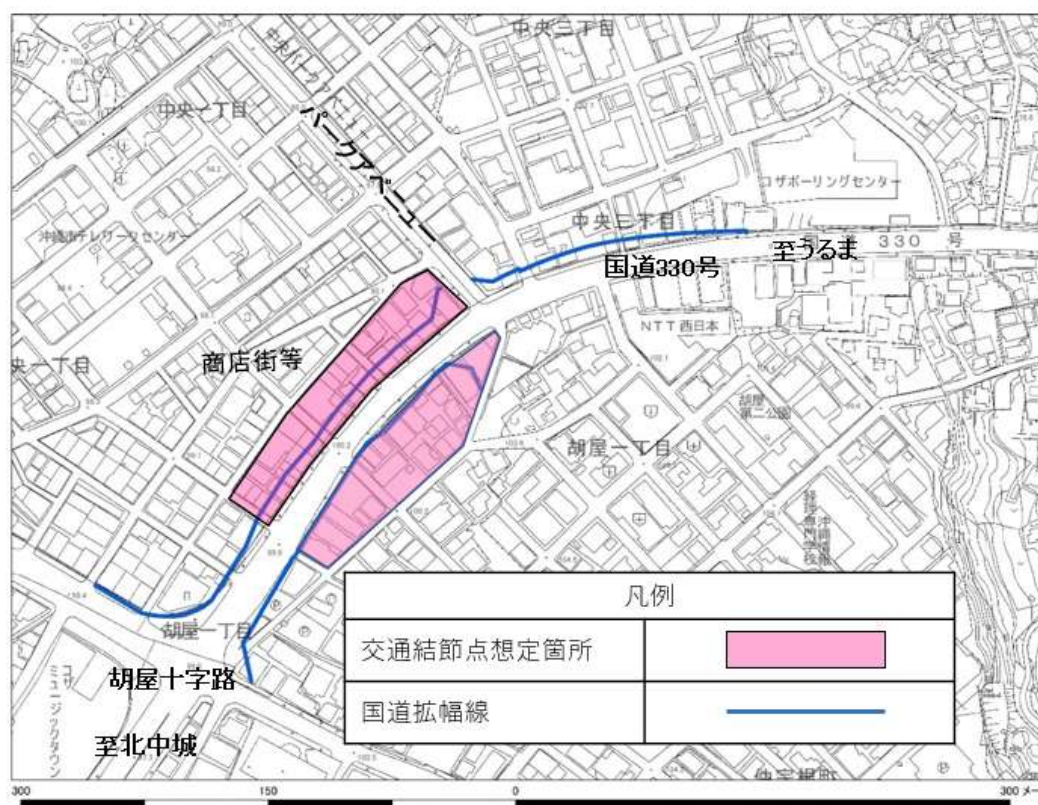
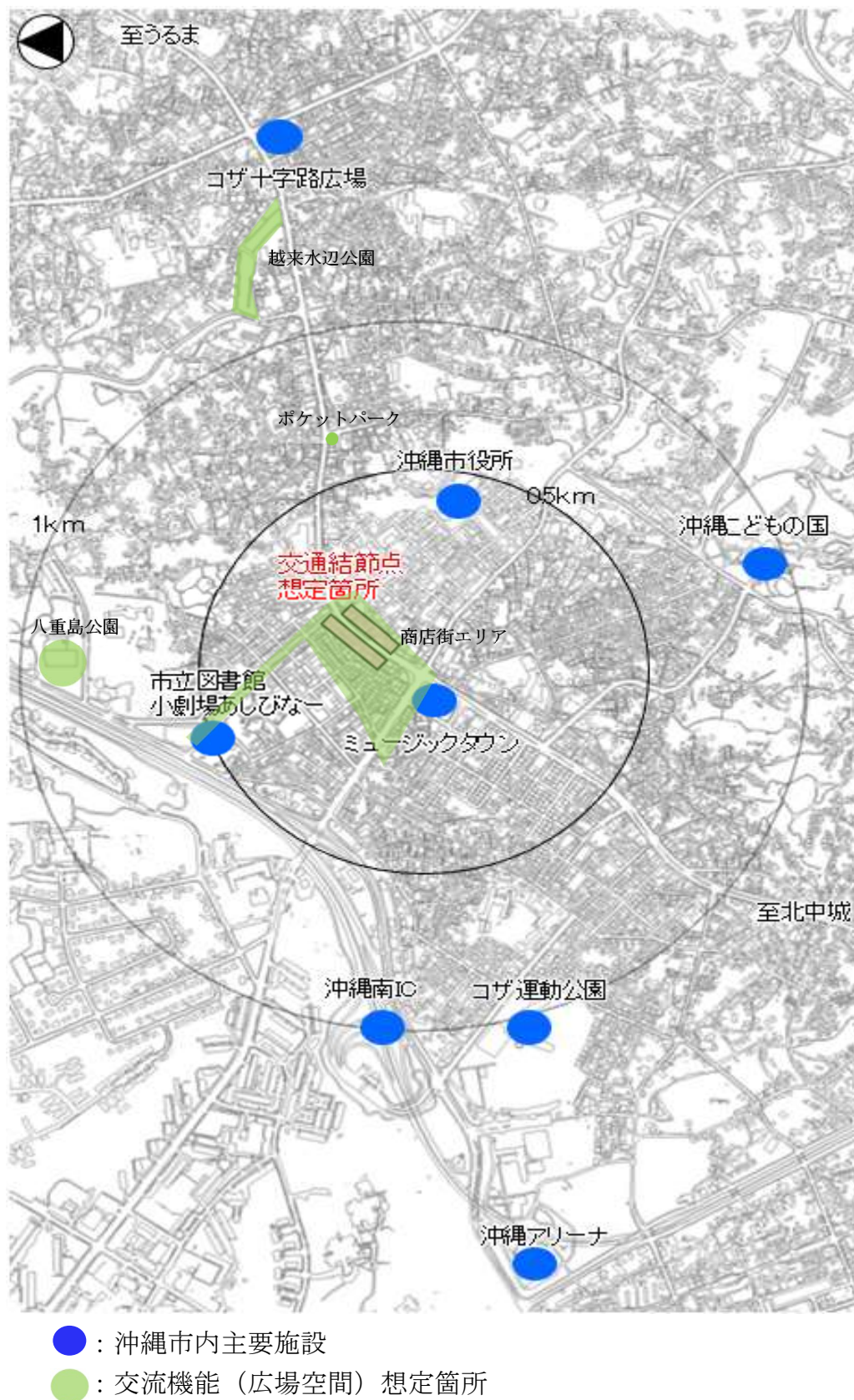


図2 交通拠点まちづくり基本計画検討範囲



5. 業務内容

(1) 計画準備

(2) 交通拠点まちづくりに向けた連携施策の検討・推進

1) デザイン検討部会の開催

- ・胡屋中央地区広場機能やまちなか交流拠点のコンセプト(案)に向け、WG メンバーより意見を頂くことを目的に、デザイン部会を開催する。回数は、年1回程度とする。

2) 交流機能の検討

①広場空間の調査

- ・交流機能の検討にあたり、現況把握のため、検討範囲内にある既存の広場空間を調査（広さ、場所、用途、防災機能や位置付け等）する。

②広場のコンセプトや機能の検討

- ・交通結節点想定箇所において、広場のコンセプトや有効性等を検討し、広場の配置や平常時と災害時の活用方法などについて検討する。

③残地を活用した広場の検討

- ・国道330号拡幅による残地の広場としての活用方法について検討する。

④実証実験の実施

- ・①～③の検討内容を踏まえ、ウォークابلに関する実証実験を行い、効果を測定し、バスタと広場と商店街との連携方法などを検討する。

3) まちなか交流拠点の検討

①関係者ヒアリングの実施

- ・まちなか交流拠点に関わることが想定される官民学それぞれの関係者へのヒアリングを実施する。

②コンセプトの検討

- ・まちなか交流拠点の実現に向けて、交流拠点の有効性やコンセプト、実施体制等を検討する。

③実証実験の実施

- ・①、②を踏まえ、まちなか交流拠点の実証実験により効果を測定し、今後の展開を測定する。

4) 駐車場機能の検討

- ・胡屋・中央地区における既存駐車場の現状調査（駐車台数、規模、時間帯、場所等）を行い、交通拠点の駐車機能として、活用可能性のある適地を整理し、バスタ周辺の駐車機能を整理する。

(3) 機運醸成及び合意形成手法の検討・実施

地域住民等を対象に、交通結節点整備促進に向けた合意形成と機運醸成等を図るため、講演会やイベント等をとおして、公民学の連携や組織構築につながる取組を実施する。

- 1) 講演会 (1 回)
- 2) ワークショップ (1 回)

(4) 交通拠点まちづくり基本計画の作成

これまでの検討内容や(1)～(2)での検討結果および下記のヒアリング等を踏まえて、交通拠点まちづくり基本計画としてとりまとめる。

- 1) ヒアリング資料の作成
- 2) 関係者ヒアリング
- 3) 取組内容の更新

(5) 検討委員会、庁内連絡会の開催

1) 検討委員会の開催 (3 回程度)

有識者や関係団体を含めた検討会を開催し、基本計画の検討にあたり意見聴取を行う。

なお、会の開催前に、委員への事前説明の対応も行う。(資料作成、日程調整、委員への説明)

※会場及び委員報償費は、市で対応する。

2) 庁内連絡会の開催 (3 回程度)

本市関係課を集めた庁内連絡会を開催し、基本計画の検討にあたり意見聴取・情報収集を行う。

なお、会の開催前に、資料作成を行うものとし、検討委員会に使用する資料を想定する。

(6) 報告書等の作成

業務の成果として、報告書、概要版、関係資料集を作成する。

なお、概要版は、地域住民や権利者等に誤解がなく内容が伝わりやすいよう、文言やレイアウトなど留意し、作成を行う。

(7) 打合せ協議

受注者は、適正な業務の遂行を図る為、市担当者と作業計画、作業方法等について緊密な連絡をとり、十分な打合せを行うものとし、作業途中において市担当者が中間報告（関係資料含む）を求めたときは直ちに報告を行う。

なお、打合せ回数は2回を基本とする。

6. 成果品

- | | | | |
|-----|----------------------|------------------|-------|
| (1) | 報告書 | A4/100 頁程度、一部カラー | 50 部 |
| (2) | 報告書 概要版 | A4/8 頁程度、フルカラー | 200 部 |
| (3) | 上記の電子データ（PDF、Word 等） | | 1 式 |
| (4) | その他必要と認められる資料 | | 1 式 |

7. 留意事項

- (1) 本業務は、関係機関等と連携を要するため、受注者は臨機応変に対応できる実施体制を整え、業務に望むものとする。
- (2) 受注者は、関係官公庁やその他の関係者への照会・聴取等の情報収集を行うときは、原則として事前に市の承諾を得なければならない。
- (3) 本仕様書に定める事項について、不明あるいは疑義の生じた場合は、速やかに市担当者と協議して、その指示によること。
- (4) 本業務で製作された成果品の著作権は発注者に帰属するものとする。
- (5) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受注者は、本業務の履行により知り得た情報を写真、複写、写しの作成などの複製行為を行ってはならないものとし、受注者の善良なる管理者としての注意義務の下に管理し、第三者に閲覧させ、もしくは開示してはならない。
- (7) 本業務実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう留意すると共に、第三者が著作権を有する製作物を使用する時は、事前に発注者と協議の上、関係法令に定められた手続きを行うこと。
- (8) 本業務は沖縄県土木建設部の「土木設計業務等共通仕様書」に基づき、実施する。
- (9) 本業務の実施にあたっては、沖縄市契約規則を遵守するものとする。
- (10) 上記のほか、業務上の疑義については、双方で協議のうえ、決定する。